

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第16号

改正 平成16年3月31日規則第10号

平成17年3月7日規則第10号

平成19年2月28日規則第3号

平成25年3月29日規則第21号

平成28年3月31日規則第28号

平成30年3月30日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年流山市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第3条に規定する申請書は、墓地等経営許可申請書（別記第1号様式）とする。

2 条例第3条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の周囲200メートル以内の河川、池沼及び住宅等の状況を示す見取図

(2) 墓地等の位置を示す図面

(3) 墓地にあってはその区域を示す図面並びに施設の配置図及び構造図、納骨堂又は火葬場にあってはその区域を示す図面並びに建物及びその付属設備の配置図及び構造図

(4) 墓地等に係る土地の登記事項証明書

(5) 墓地にあっては、公図の写し及び地積測量図

(6) 維持管理規則等墓地等の使用及び管理の方法を記載した書類

(7) 管理運営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類

(8) 資金計画書及び墓地等の設置に要した費用の内訳明細書

(9) 申請者が市内宗教法人等又は市内公益法人（以下「宗教法人等」という。）である場合にあっては、当該宗教法人等の規則、寄附行為又は定款の写し、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

- (1 0) 申請者が宗教法人等である場合にあっては、当該宗教法人等の財産目録、預金残高証明書等の財産がわかる書類及び収支計算書
 - (1 1) その他市長が必要と認める書類
- (変更許可の申請)

第 3 条 条例第 4 条に規定する申請書は、墓地等変更許可申請書（別記第 2 号様式）とする。

2 条例第 4 条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更後の墓地等に係る前条第 2 項各号に掲げる書類及び図面
 - (2) 改葬を必要とする場合にあっては、改葬許可証の写し及び改葬報告書
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (廃止許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条に規定する申請書は、墓地等廃止許可申請書（別記第 3 号様式）とする。

2 条例第 5 条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地又は納骨堂を廃止する場合（引き継いで墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。）にあっては、改葬許可証の写し及び改葬報告書
 - (2) 申請者が宗教法人等である場合にあっては、廃止許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (許可書等)

第 5 条 条例第 6 条の規定による通知は、墓地等経営（変更・廃止）許可書（別記第 4 号様式）又は墓地等経営（変更・廃止）不許可通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(事前協議)

第 6 条 条例第 7 条第 3 項に規定する事前協議書は、墓地・納骨堂経営（変更）許可事前協議書（別記第 6 号様式）とする。

2 条例第 7 条第 3 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第 2 条第 2 項各号 (第 8 号を除く。) に掲げる書類及び図面

(2) 資金計画書及び墓地等の設置に要する費用の内訳明細書

3 市長は、第 1 項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、条例に定める許可の基準等に適合していると認められるときは墓地・納骨堂経営 (変更) 許可事前協議済書 (別記第 7 号様式) により、当該基準等に適合していないと認められるときは墓地・納骨堂経営 (変更) 許可事前協議不適合通知書 (別記第 8 号様式) により、事前協議の結果を通知するものとする。

4 前項の規定により事前協議済書による通知を受けた者 (以下「経営予定者」という。) は、当該通知を受けた日から起算して 3 年を経過する日までに、当該墓地又は納骨堂の工事を完了するものとする。

5 第 3 項の事前協議済書の有効期間は、当該通知を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの期間とする。

(標識の設置)

第 7 条 条例第 8 条第 1 項に規定する標識は、墓地・納骨堂計画のお知らせ (別記第 9 号様式) とする。

2 条例第 8 条第 2 項に規定する届出は、標識設置届 (別記第 1 0 号様式) により行うものとする。

(説明会の開催)

第 8 条 条例第 9 条第 2 項の規定による報告は、説明会実施報告書 (別記第 1 1 号様式) により行うものとする。

(土地所有者の承諾)

第 9 条 条例第 1 0 条の規則で定める承諾は、承諾書 (別記第 1 2 号様式) により行うものとする。

(近隣住民との協議)

第 1 0 条 条例第 1 1 条第 2 項の規定による報告は、協議結果報告書 (別記第 1 3 号様式) により行うものとする。

(事前協議内容の変更)

第 1 1 条 経営予定者は、事前協議の内容の変更をしようとするときは、当該変更をしようとする事項に係る事前協議を行うため、墓地・納骨堂経営 (変更) 許可事前協議事項変更協議書 (別記第 1 4 号様式) に当該事前協議済書及び当該変更をしようとする事項に係る第 6 条第 2

項に掲げる書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第6条の規定は、前項の規定により事前協議の内容の変更をしようとする場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の事前協議の内容の変更が次の各号のいずれかに該当するときは、当該変更をしようとする者は、新たに第6条の規定による事前協議書の提出をしなければならない。

(1) 経営予定者を変更する場合

(2) 予定地を変更する場合

(3) 計画墳墓区画数の2分の1を超えて区画数を変更する場合

(4) 計画墓地面積の2分の1を超えて土地利用や配置を変更する場合

(5) 埋葬墓地から埋蔵墓地へ変更する場合

(6) その他事前協議の内容の変更前の墓地又は納骨堂の経営又は変更の計画と事前協議の内容の変更後の墓地又は納骨堂の経営又は変更の計画とが一体性を有しないと認められる場合

4 前項の規定により新たに第6条の規定による事前協議書の提出をしようとする者は、当該事前協議書の提出に併せて既に交付されている当該変更前の事前協議済書を市長に提出しなければならない。

(墓地変更許可の要件)

第12条 条例第14条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 変更をする前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、当該変更に係る墓地のうち法第10条第1項の規定による許可を受けた墓地面積の2倍の面積以下であること。

(2) 変更をする前の墓地と当該変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態が一の墓地であると認められること。

(住宅等の施設)

第13条 条例第15条第1項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設

(3) 老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) 第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設

(4) 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) 第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設

(駐車場台数)

第 1 4 条 条例第 1 8 条第 1 項第 4 号に規定する駐車場には、納骨堂の区画数の 5 パーセント以上 (その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数) の駐車台数を確保するよう努めなければならない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出書等)

第 1 5 条 条例第 2 2 条に規定する届出書は、墓地・火葬場新設 (変更・廃止) 届出書 (別記第 1 5 号様式) とする。

2 条例第 2 2 条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 墓地又は火葬場の位置を示す図面

(2) 墓地又は火葬場の敷地の地籍測量図

(3) 墓地又は火葬場の施設の構造図

(4) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を証する書類

(変更届出書)

第 1 6 条 条例第 2 3 条の規定による届出は、墓地等の許可申請書等記載事項変更届 (別記第 1 6 号様式) に変更を証する書類を添付して行うものとする。

(許可の取消通知書等)

第 1 7 条 条例第 2 4 条の規定により行う墓地等の整備改善命令等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 墓地等の整備改善命令 墓地等整備改善命令書 (別記第 1 7 号様式)

(2) 墓地等の全部若しくは一部の使用の制限又は禁止の命令 墓地

等使用制限（禁止）命令書（別記第 18 号様式）

（ 3 ）墓地等の許可の取消し 墓地等経営（変更）許可取消通知書（別記第 19 号様式）

（墓地の表示）

第 18 条 条例第 25 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（ 1 ）墓地の名称

（ 2 ）墓地の所在地

（ 3 ）経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

（ 4 ）経営許可年月日及び許可番号（法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の変更許可を受けた場合にあっては、経営許可年月日及び許可番号並びに変更許可年月日及び変更許可番号）

（ 5 ）墓地の総面積及び区画数

（ 6 ）墓地全体の概略を示す平面図

（ 7 ）管理者の氏名及び住所

（ 8 ）その他市長が必要と認める事項

2 条例第 19 条第 2 項の規則で定める表示の方法は、縦 0.9 メートル、横 1.8 メートル以上の標識に前項各号に掲げる事項を記載し、当該標識を墓地の入口付近の外部から見やすい位置に設置して行うものとする。

（計画の中止の届出）

第 19 条 経営予定者は、墓地又は納骨堂の経営又は変更の計画を中止するときは、墓地等の経営（変更）計画中止届出書（別記第 20 号様式）に当該計画中止に係る事前協議済書を添付して、市長に提出するものとする。

（申請書等提出部数）

第 20 条 条例又はこの規則に基づき市長に提出する書類及び図面の部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 10 号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の流山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に基づく手続等については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月7日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年2月28日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第21号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 3 号様式 (第 4 条関係)

第 4 号様式 (第 5 条関係)

第 5 号様式 (第 5 条関係)

第 6 号様式 (第 6 条関係)

第 7 号様式 (第 6 条関係)

第 8 号様式 (第 6 条関係)

第 9 号様式 (第 7 条関係)

第 1 0 号様式 (第 7 条関係)

第 1 1 号様式 (第 8 条関係)

第 1 2 号様式 (第 9 条関係)

第 1 3 号様式 (第 1 0 条関係)

第 1 4 号様式 (第 1 1 条関係)

第 1 5 号様式 (第 1 5 条関係)

第 1 6 号様式 (第 1 6 条関係)

第 1 7 号様式 (第 1 7 条関係)

第 1 8 号様式 (第 1 7 条関係)

第 1 9 号様式 (第 1 7 条関係)

第 2 0 号様式 (第 1 9 条関係)